

令和8年7月31日

関連団体 殿

独立行政法人医薬品医療機器総合機構
医 療 情 報 科 学 部

M I D－N E T[®]の利便性向上に向けた更なる取組について（お知らせ6）

平素より、M I D－N E T[®]の利活用をご検討いただき、厚く御礼申し上げます。

医療情報科学部では、これまでのM I D－N E T[®]の運営経験並びにM I D－N E T[®]を利活用中の方及び利活用検討中の方との意見交換の内容を踏まえ、M I D－N E T[®]の利便性向上に向けたさまざまな取組を実施しています。

今般、M I D－N E T[®]の利便性向上に向けた更なる取組として、下記の取組を実施することにいたしました。貴会会員の皆様に対しご周知いただきますよう宜しくお願い申し上げます。

記

1. M I D－N E T[®]の利活用に関する手続の見直しについて

利活用者等からのご意見を踏まえ、各種運用方法を見直したうえで、次の文書を改定し、本日付けで発出いたしました。

- （1）「M I D－N E Tの利活用に関するガイドラインの策定について」の一部改正について
- （2）「M I D－N E Tの利活用に係る申出等の事務処理手続の取扱いについて」の一部改正について

<主な改正点>

- ・ 定型利用（定型データセット解析システムを用いた利活用）の運用開始に伴う整備
- ・ 事務局審査で公表可と判断できる結果の公表に係る公表基準の見直し
- ・ M I D－N E Tの管理・運営を担当する者によるデータセンターを用いたM I D－N E T[®]の利用可能性の検討に資する情報の取得の開始に伴う整備
- ・ 公的研究費による研究を目的とした利活用における利活用期間の見直し

URL : <https://www.pmda.go.jp/safety/mid-net/0016.html>

2. MID-NET®の操作体験について

MID-NET®の操作体験については、秘密保持契約締結済みの法人向けの企画として体験会を東京又は大阪で開催しています。今後は、秘密保持契約を未締結の法人であっても、適宜体験の場を設けさせていただきますので、MID-NET問合せ窓口までご相談ください。

3. 秘密保持契約を締結した法人向けのサポートについて

詳細情報提供等依頼書に基づく秘密保持契約を締結した法人の方々の調査計画の検討を早期よりサポートいたします。今年度も次のような企画を開催いたします。

(1) ユーザ会等の開催について

MID-NET®への理解を深める場として、「MID-NET®ユーザ会」及び「MID-NET利活用者向け詳細情報に関する説明会」を開催しております。引き続き同様の企画を開催する予定で、詳細につきましては、該当する法人の連絡担当者の方へご案内いたします。参加経験のない方にもお声がけのうえ是非ご参加いただきますようお願い申し上げます。

詳細情報提供等依頼書は、特定の開発品目に紐づいて提出いただくものではなく、1回の手続で同一法人の複数品目に対応可能となります。また、秘密保持契約締結までの手続も簡便化しております。秘密保持契約を未締結の方で興味のある方がいらっしゃいましたら、まずは詳細情報提供等依頼書をMID-NET問合せ窓口までご提出ください。

4. MID-NET® Update 2027（仮称）の開催について

データベース調査の実施を検討されている方及び実施中の方を対象に、MID-NET® Update 2027（仮称）を令和9年2月頃に開催予定です。詳細につきましては、改めてお知らせいたします。

上記1.～4.につきまして、ご不明な点等ございましたら、下記のMID-NET問合せ窓口までご連絡いただきますようお願い申し上げます。

独立行政法人医薬品医療機器総合機構
医療情報科学部 MID-NET 問合せ窓口
電子メールアドレス：wakaru-midnet [at] pmda.go.jp（迷惑メール防止対策
をしているため、[at] を半角のアットマークに置き換えてください。）
電話番号（ダイヤル）：03-3506-9473

以上